

令和4年度 一般施策による高齢者福祉サービスの概要

甲良町

施 策 名	事業概要	事業内容	利用できる方	利用の内容	利用料負担
外出支援事業	在宅での自立生活の継続にあたり生活の利便性を向上し、要介護状態の予防と、健康維持の支援する。	医療機関への送迎。（犬上郡・彦根市・愛荘町内の医療機関通院）・東近江市(湖東記念病院の通院)	65歳以上で心身の障害や加齢のため交通機関の利用ができず、家族などの支援が困難な者で、かつ、一人で車の乗り降りができる者。	月10回（月～金）	1回300円 ただし、湖東記念病院は1回500円（片道を一回とする）
		町が行う介護予防事業（はつらつルーム加工）への送迎。	町が行う介護予防事業参加者	月10回（月～金）	1回200円(片道・往復問わず)
訪問生活援助サービス	生活援助員を派遣し軽微な日常生活上の援助を行い、在宅での自立生活の継続と、要介護状態の予防。	寝具類等大物の洗濯・日干し、家屋内の掃除・整頓、代筆・朗読、外出付添、生活に必要な軽易な援助。	65歳以上で心身の障害等により日常生活を営むうえで援助が必要な者。	月10回、1回2時間以内（月～金）	日常生活援助 1時間100円 通院付き添い 1時間200円 *30分以上は1時間分の利用料とする。
配食サービス	栄養バランスのとれた食事の宅配と安否確認を行い、健康に安心して生活できるよう支援する。	高齢者向け普通食、健康ボリュウム食、治療食（カロリー・たんぱく・塩分調整食）の提供、配達時に利用者の安否確認を行う。	おおむね65歳以上で老衰、心身の障害、傷病等の理由により調理が困難な者。かつ、安否確認が必要な者。（治療食は医師の指示が必要）	昼食、夕食（月～土） 食事内容、回数は個別に相談	1食あたり100円の助成(普通食・健康ボリュウム食・治療食共通)
在宅高齢者介護用品支給事業	在宅で紙おむつ等介護用品の必要な者に対して、購入にかかる費用を助成し衛生的な在宅生活の維持を図る。	町指定の事業者から紙おむつ、パット等の購入に要した費用の一部を助成する。（事業者による宅配）	介護保険要介護1～5認定者で介護用品が必要と認められる者で介護保険料等の滞納のない者。 ただし、要介護1～2の者は主治医の意見書の障害高齢者の日常生活自立度がA以上・認知症高齢者の生活自立度がⅡ以上。（施設入所者や入院中は対象外）	要介護1・2で左記の者： 月額3,000円 要介護3・4・5の者： 月額5,000円	左記の月額上限超過分については自己負担とする。
緊急通報システム事業	在宅のひとり暮らし高齢者等の急病など緊急事態に対応するとともに不安解消を図る	緊急通報装置を貸与し、受信センター（大阪ガスケイティビティ）が、彦根市消防、協力員、町が連携し利用者の緊急時に必要な対応を行う。また簡易な健康相談等も受信センターで応じる。	65才以上のひとり暮らし、高齢者世帯等で病気、虚弱な者（利用登録には協力員3人必要）	緊急時の連絡対応（消防署や協力員等への連絡）	利用料月額126円（通報にかかる電話料は無料）
高齢者住宅小規模改造助成事業	高齢者の日常生活の便宜を図り、自立心をもって生活できる住環境の整備し、介護負担の軽減を図る。	既存住宅の段差解消、手摺設置などの改修経費を助成。	65才以上で日常生活自立度判定基準のうちA・B・Cの者でかつ、滋賀県在宅重度障害者住宅改造助成事業を受けていない者。（所得制限あり）	1人1回限りの利用。 介護保険住宅改修費が支給できる場合は介護保険が優先される。	経費の1/2以内で上限332千円助成
成年後見制度利用支援事業	高齢者の権利、財産、人権等を守るため、成年後見制度利用に対する必要な支援をする。	町長による審判の請求、成年後見人等報酬の助成。	介護サービスの利用や財産管理等における契約行為が自らできない者（代わりに行う者がない者）	審判の請求に係る費用負担、第三者後見人の報酬助成 上限月額28,000円	負担能力に応じて審判請求費用を負担
特別障害者手当等支給(国制度)	20歳以上の在宅の重度障害者で、常時特別の介護を要する状態にある方に対し手当を支給する。	日常生活において常時特別な介護を必要とする特別障害者に対し手当を支給する。	日常生活において著しく重度の身体・知的・発達・精神障害がある者	保健福祉課に特別障害者認定請求書類を提出。	本人またはその配偶者、もしくは扶養親族の前年の所得により支給の制限あり。

令和4年度 一般施策による高齢者福祉サービスの概要

甲良町

施 策 名	事業概要	事業内容	利用できる方	利用の内容	利用料負担
権利擁護サポートセンター運営事業	高齢者および障害者の権利侵害への相談対応や成年後見制度の利用の支援。	権利擁護に係わる専門的対応が求められる相談・支援。	彦愛犬1市4町(彦根市・甲良町・豊郷町・多賀町・愛荘町)に居住している高齢者および障害者で、権利擁護に関わる専門的対応が必要とされる者	対象者の相談内容に応じて連携を図る(窓口は地域包括支援センター、直接相談も可能)	相談は無料 成年後見制度の申し立ては実費負担
自助具作成ボランティア活動	個人にあった自助具を作成し利用することで日常生活の不自由を解消し、自立した生活を支援する。	ボランティアによる自助具の作成、相談活動を支援。リハビリ職による活動の支援。	甲良町在住で高齢、疾患、事故、その他の事情により生活動作に不自由が生じている者。	活動日は毎月第3水曜日(窓口は地域包括支援センター)	自助具の作成は材料費実費負担
生活支援ハウス運営事業 (生活支援ハウス・ハートフル)	高齢者の安心安全な生活を確保し、自立心を持った健康で明るい生活を支援する。	一定期間(6ヶ月程度)居室を提供し、福祉サービス、通所介護、訪問介護等利用手続きの援助など自立した生活に対する相談・助言を行う。	60才以上のひとり暮らし、高齢者世帯、家族による援助を受けることが困難な者	利用期間は原則6カ月以内(延長は可)	前年収入により月 12,000円～42,000円
甲良町グループハウス (けんじいの家)	介護予防を図りながら、住みなれた地域でできるだけ暮らし続けられるよう支援する	民家を改修した住まいと共同生活の仕組みを提供する。	おおむね60歳以上で、町内に引き続き1年以上居住している者で基本的に自立して生活できる者。また日常生活全般にわたり、入居者相互が助け合いながら生活できる者。	利用期限は無し(共同生活が困難となるまで)	居室、施設利用料(光熱水費含む)20,000円(食費等生活費は自己負担)
地域サロン	身近な地域で閉じこもりや孤独を解消し要介護状態の予防を図る。	要介護状態の予防のため、地域のボランティアが出前講座やクラフト教室などを企画し実施する。	おおむね65歳以上の者を対象にしたサロンを行う団体(字やグループなどが行うサロン等)	各地域のサロン 甲良町保健福祉課に生活支援コーディネーター相談窓口あり	サロンの参加費は自己負担
家族介護支援事業 「笑福の会」	介護者およびボランティア・相談員等が、介護の悩みや不安などを話し合える場を提供し、介護家族の心身の負担の軽減を図る。	介護者および介護介護家族の相談、健康相談、交流会、介護知識と技術の講座等。相談は認知症ケア専門職や相談員が対応する。	甲良町在住の高齢者に関わる介護者および介護家族。	月1回 第2火曜日 10:00～11:30	無料
認知症キャラバンメイト活動事業	認知症キャラバンメイトが、地域に出向いて、認知症サポーター養成講座を開催し、地域で認知症の理解者を増やし認知症の人やその家族を見守る応援者を育てる。	認知症キャラバンメイトが地域の集落や各種団体、学校、商工会等からの養成を受けて、認知症サポーター養成講座を開催する。	甲良町民、甲良町に通勤・通学されている町外の方。商工会、学校、企業、各種団体等	随時	無料
はつらつ運動事業	高齢者等が、健康の維持・増進、介護予防を図ることを目的として自主的に運動に取り組むための支援をおこなう。	運動指導士による運動プログラムの指導、運動器具の講習、その他必要な相談等を行なう。	甲良町在住の40歳以上の者で、かつ、要介護1～5の認定を受けていない者。	運動指導士が常駐 月～金9:00～17:00	40歳～65歳200円(身体障害者手帳等保持者は半額) 65歳以上1000円
介護予防・日常生活総合事業 通所型サービス サロン事業	閉じこもりがちな高齢者が社会的孤立感の解消や認知症予防を目的としたアクティビティに参加することで、生活機能の維持・向上を図り自立した生活を送ることができるよう支援する。	看護師等がアクティビティやレクリエーション、健康相談、お出かけ等のプログラムを提供し、参加者の生活意欲を高めるよう支援する。	甲良町在住の65歳以上の高齢者で、基本チェックリストによる該当者、生活機能の低下が見られる者。または要支援1・2と認定された者。 (要介護1～5の認定を受けていない者)	週1回 年間40回実施 毎週月曜・火曜・水曜の3グループ実施。	参加費 1回250円

令和4年度 一般施策による高齢者福祉サービスの概要

甲良町

施 策 名	事業概要	事業内容	利用できる方	利用の内容	利用料負担
介護予防・日常生活総合事業通所型サービス 筋力トレーニング教室	高齢者が筋力トレーニングを行なうことで、生活機能の向上・維持を図り自立した生活をする ことができるよう支援する。	個人の運動プログラム作成・指導、体力測定、食生活相談、理学療法士の個別評価を行なう。 必要により送迎利用可	甲良町在住の65歳以上の高齢者で、要支援1・2と認定された者、及び基本チェックリストによる該当者。 (要介護1～5の認定を受けていない者)	週2回1クール、全28回実施 年間2クール実施 実施曜日:火・金曜日 13:30～15:30	参加費:1回350円
介護予防・日常生活総合事業 通所型サービス コグニサイズ教室	高齢者が認知機能向上トレーニングを体験し、自主的に生活の中で認知機能低下に取り組むための支援を行う。	運動指導士等が認知機能向上トレーニング(コグニサイズ)を行い、脳の活性化を図り日々の生活で取り組めるよう支援。	甲良町在住の65歳以上の高齢者で、要支援1・2と認定された者、及び基本チェックリストによる該当者。 生活習慣病による認知症の発症予防が必要な者および認知症予防に関心のある者。 (要介護1～5の認定を受けていない者)	実施曜日:水曜日 13:30～15:30 前期6～10月 後期10月～3月	参加費 :1回200円
認知症初期集中支援事業	在宅で生活しており、認知症の人または認知症が疑われる人を対象に、初期の段階における集中的な支援及び認知症の普及啓発等。介護サービス等への情報提供や相談支援を行う。	認知症の人やその家族に、医師を含めた専門チームが地域包括支援センターと連携し、訪問を中心とした短期集中的(最長6カ月)な支援を行う。4町が協働で豊郷病院に認知症初期集中支援チーム(オレンジファイブ)を設置。	愛犬4町(甲良町・愛荘町・豊郷町・多賀町)に住民登録している40歳以上で、在宅生活をしている認知症の人または認知症が疑われる者。	対象者の相談内容・必要に応じて、訪問等の支援を行い適切なサービスにつなげる。 窓口は各町地域包括支援センター	無料
カフェ「よってっ亭」	認知症となっても自立(自律)した日常生活が送れるよう、認知症とその家族をはじめ地域住民、医療・介護関係者等、誰もが気軽に集える場とし、交流を通じ病気を予防したり悪化を防ぐ。	認知症サポートに関わる方を始め、若い世代等を含め積極的な地域交流を図り、認知症啓発や地域支え合いの推進を図る。	甲良町の住民 認知機能の程度に関係なく、高齢期のさまざまな悩みをかかえた方、その家族等。	毎週木曜日 10:00～12:00	飲み物代 100円 送迎希望者別途 200円
介護予防・日常生活総合支援総合事業 介護予防普及啓発事業	介護講座・介護予防講座等を開催し、介護に関する知識や技術の普及を図ることで、自立に向けた在宅介護の継続を支援する。	介護予防に関する出前講座の開催 ・口腔ケア教室(口腔機能向上) ・栄養改善教室 ・体験型認知症予防講座 他	甲良町在住の高齢者。	依頼に応じて随時	無料
介護予防・日常生活総合支援総合事業 体験型介護予防出前講座	介護予防に関する講座を実施し、将来要介護状態になることを予防するため、積極的に介護予防事業への参加を促し、健康状態を維持・改善するためのセルフケア能力を高める。	介護予防を目的とし、サルコペニア予備軍や該当者にフレイル予防のための運動指導を行う。	甲良町在住のおおむね65歳以上の高齢者で、地域の老人会やサロンの参加者等。	健康運動指導士の派遣 随時(1グループにつき年1回以上)	無料

令和4年度 一般施策による高齢者福祉サービスの概要

甲良町

施 策 名	事業概要	事業内容	利用できる方	利用の内容	利用料負担
特定健康診査	高齢者医療確保法に基づく、国保加入者を対象とした健康診査、メタボ診断・生活習慣病やその他疾病の早期発見とともに、健康の保持増進を図る。	個別通知のうえ、甲良町公民館または町保健福祉センターでの集団検診を実施(一部がん検診と同時実施)。医療機関委託検診も実施し、いずれも結果について保健指導を行う。	国民健康保険加入者の40～74才の方全員	年1回	無料
特定保健指導	特定健診の結果に基づくメタボリックシンドロームの該当者とその予備軍を対象とした保健指導(動機づけ・積極的支援)→一部委託	特定健診野結果により必要と認められた者に個別案内し、電話や訪問等により保健指導を実施する。	特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者とその予備群	随時	無料
二次健診(糖負荷試験・24時間蓄積尿検査)	糖尿病発症予防対象者、高血圧症・腎機能低下者等に対する保健指導の一部、または地区の健康教育の一環。	特定健診受診者、地区の健康教育参加者等必要と認められた者に対し検査を推奨。結果に基づき減塩等重傷課予防の指導を来所、もしくは地区の学習会等で行う。	糖尿病発症予防対象者、高血圧症・腎機能低下者、地区の健康教育参加者	随時	無料
後期高齢者健康診査	高齢者医療確保法に基づく、後期高齢者医療制度国保加入者を対象とした健康診査、メタボ診断・生活習慣病やその他疾病の早期発見とともに、健康の保持増進を図る。	個別通知のうえ、甲良町特定検診日程期間内の一部の期間に検診実施。保健福祉センターで、適宜二次検査を実施し、個別の保健指導を行う。	後期高齢者医療制度加入者の75歳以上で、かつ生活習慣病での受診が無く、要介護認定を受けていない方	年1回	無料
保健指導	健診の結果に基づき生活習慣改善指導、健康教育対象者に面接・電話・家庭訪問等、健康保持増進のための指導を行う。	保健福祉センター保健師が対象者に個別に連絡、指導を実施する。	健診の結果「要指導」該当者、医療放置者	随時	無料
栄養指導	健診の結果に基づき管理利用しによる生活習慣改善のための栄養指導、健康教育対象者に個別に指導を行う。	保健福祉センター保健師が対象者に個別に連絡、指導を実施する。	健診の結果「要指導」該当者、医療放置者	随時	無料
肝炎ウィルス検診	健康増進法に基づく肝炎ウィルスに関する正しい知識を普及するとともに、肝炎の発見、進行の遅延を目的に実施する。	個別通知の上、甲良町特定健康診査日程と同時に実施。	これまでに同検査を受けた事がない40才、45才、50才、55才、60～70才の方	一人1回	無料
各種がん検診	胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、肺がんの早期発見を目的に実施。 実施場所：保健福祉センター(乳がん検診と子宮頸がん検診のみ保健福祉センターと委託医療機関で実施)	広報等にて町民に周知、甲良町公民館または保健福祉センターで集団検診を実施。ただし、乳がん検診と子宮がん検診および胃がん検診は、事前申し込みにより医療機関委託が可能。	①胃がん・・・40才以上の方 ②大腸がん・・・40才以上の方 ③肺がん・・・40才以上の方 ④乳がん・・・40才以上の女性の方 ⑤子宮頸がん・・・20才以上の女性の方 ⑥胃内視鏡検査・・・50才以上の方	①～③年1回(集団検診) ④～⑤隔年(集団検診または医療機関) ⑥隔年(医療機関)	①～⑤無料 ⑥3500円(70才以上は無料)

令和4年度 一般施策による高齢者福祉サービスの概要

甲良町

施 策 名	事業概要	事業内容	利用できる方	利用の内容	利用料負担
胸部レントゲン検診	感染症予防法により、結核予防・結核の早期発見、早期治療を図ることを目的に、レントゲン検診を地区巡回にて実施。要精検者には個別指導実施。	受診券を個別通知し、レントゲン検査車の各地区巡回または保健福祉センターでの集団検診を実施。	65才以上の甲良町住民の方（肺がん検診受診者を除く）	年1回	無料
健康手帳・検診記録帳の交付	住民自身の健康管理と、適切な医療の情報を記載し、手帳を管理することで、町全体の健康づくりに役立てる。	健康診査・各種がん検診・肝炎ウィルス検診・胸部レントゲン検診等の受診の際に交付・記載。	20才以上で、健康診査及び、各種検診を受診される方	規定なし （記録スペースが無くなれば随時更新発行）	無料
健康相談	保健師、管理栄養士等による疾病予防、生活習慣病予防のための、健康に関する相談・保健指導 ①一般健康相談 ②栄養相談 ③健診結果説明会	町実施の検診受診者には検診後の設定期間内に実施。その他希望者には適宜実施(要予約)。	町実施の検診受診者、その他希望者	随時	無料
家庭訪問	生活習慣病健診の結果に基づく生活習慣改善指導、健康教育対象者に、健康に関する家庭訪問指導を、保健師が実施。	対象者と連絡調整し、重傷か予防のための保健指導を実施。	生活習慣病健診の結果「要指導」該当者、医療放置者、後期高齢者重複受診者	随時	無料
健康教育	疾病予防・生活習慣改善のための集団健康教育。各地区の健康推進印がリーダーとなり、町民を対象とした健康啓発や各区民の健康学習会を実施。	各地区での開催日に健康推進員、および保健福祉センター保健師(適宜管理栄養士も)がともに集団健康教育を実施。さらに、隔年で健康推進員を要請講座を実施し、リーダーを要請する。	甲良町住民の方（区長・区役員の方も）	区民対象健康教室: 地区別に年2～4回程度 町民対象健康教育: 年3回程度	無料